高浜町1番住宅等大規模集約事業 入札説明書等に関する再質問への回答(平成27年4月3日)

ID	資料名	ページ	項目	切音寺に因りる丹貝向への凹合(千成27年4月3日) 内容	回答案
			ID4		平成26・27年度芦屋市建設工事競争入札参加資格、及び実施する工事に
98	質問回答書	P1	ID5	配置予定技術者の変更について、提案様式2-10に記載の工事監理者は、 施工が始まるのが落札1年後である事から、その時点でより適した人員が配置 できるとなった場合、市の判断、承諾のもと、変更する事は可能でしょうか。	市との協議により、交代前後における工事監理者の技術力等が同等以上に確保されると認められる場合には、変更可能となる場合があります。
99	質問回答書	P1	ID5	担当予定の「監理技術者」及び「監理技術者等」の配置予定技術者について、複数人の申請は可能でしょうか。	1企業につき1名を原則とします。
100	質問回答書	P6	ID44	「別紙1-4では「直結増圧型ポンプユニット」とあり、別紙1-14では「受水槽及び受水槽ポンプ室」とあり、整合していません。担当課との協議により、合理的な方式を選択してよろしいでしょうか。」に対して、「ご理解の通りです。別紙1-14を正とします。」とご回答頂いておりますが、協議により給水方式を選択するのではなく、別紙1-14で明記されているように受水槽及び受水槽ポンプ室を必ず設置しなければならないという理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。
101	質問回答書	D 44	第2/共用部分/給水ポンプ 室、第7/機械施設/給水	質問内容に対して「ご理解の通りです。別紙1-14を正とします。」とありますが担当課との協議により合理的な方法選択しても良いということではなく、別紙1-14に従い必ず受水槽及び受水槽ポンプ室を設けた上で容量を担当課と協議するという理解で問題ありませんか?	No.4の回答を参照ください。
102	質問回答書	P 6	第2/構造等/屋根	外断熱を施すのであれば、アスファルト露出防水工法として問題無いという理解で問題ありませんか?	ご理解の通りです。非歩行用と設定する屋上については保護工法を設計条件 とはせず、保護工法の制限を解除します。
103	質問回答書	P 1 0	途上汚染調査	ご開示いただいている土壌に関する資料に関してですが、地下水調査については、行われていないという理解で宜しいでしょうか?	ご理解の通りです。
104	質問回答書	P11	概要·求積図	貴市よりご開示いただいている資料の中で求積図と入札説明書及び既存住宅の概要の面積に差異がある場合には、求積図を正とするとお答えいただいておりますが、活用対象地の浜町については修正されておりません。事業者としては求積図に記載されている面積にて契約を行うと考えていいでしょうか。	版)を参照ください。

高浜町1番住宅等大規模集約事業 入札説明書等に関する再質問への回答(平成27年4月3日)

同沙ID	資料名	ページ	項目	内容	回答案
חד	貝科石	ハーン	<u></u>		
105	質問回答書	0	概要·求積図	活用対象地における求積図及び地形の変更により、現状の入札スケジュールでは、各構成企業の社内決裁や手続きが間に合わない可能性が高いため、構成企業のコンソーシアムが成立せず、入札に参加できない可能性が高いと考えます。一次審査及び二次審査を1か月程度の延期といった措置を考えていただけないでしょうか。	受付ともそれぞれ 1 週間延期します。 入札説明書「第3 2 募集及び選定のスケジュール」について、以下のとおり変更します。 (第一次審査提出書類の受付平成27年4月23日⇒(修正)同年4月30日(参加資格審査結果通知【第一次審査】 平成27年4月28日⇒(修正)同年5月8日(第一次審査を通過できなかった場合の理由説明の受付平成27年4月28日~平成27年5月8日⇒(修正)同年5月8日~同年5月13日(修正)同年5月8日~同年5月13日(第二次審査提出書類・入札書等の受付平成27年5月11~13日 (修正) 平式27年5月11~20日
106	質問回答書	P11	計量証明書	計量証明書をご開示いただいておりますが、1.65~4.45mの範囲で調査をされておりますが、調査対象物質の各深度ごとの調査結果をご開示下さい。もしくは、採取されているのは混ざったものであるということでしょうか。	公表資料以外に追加で開示可能な資料はありません。1.65~4.45mについては混ざった状態で採取しております。
107	質問回答書	P11	ID78	事業用地内に、溶出量が基準値オーバーしている『ふっ素』を含む汚染土があることは入札提出時に分かっていますが、汚染土がある範囲及び深度については不明の為、汚染土に関する工事の費用及び工期については、第9条の規定の、『事業用地に入札提出時に想定することができなかった土壌汚染等による瑕疵』により発生した追加工事として市と構成企業との間で協議を行うと考えて宜しいでしょうか。	費用については、市は合理的な範囲でこれを負担します。なお、本回答の主旨を踏まえ、事業契約書(案)第9条について修正します。
108	質問回答書	P12	ID88	PCBが発見された場合は、市の指定により撤去方法及び一時保管方法を協議のうえ決定することとありますが、撤去・一時保管に関する費用が発生した場合は追加請求の対象と考えて宜しいでしょうか。	
109	質問回答書 ID96	P14	事業契約書(案)別紙 10修正版	平成28年度の部分払い請求において、平成29年4月に平成28年度末の出来高の10分の9の額を請求し、その後平成29年6月に全体スライドにて建設工事費の変更を請求した場合、物価変動率による調整を行った額については何時の支払になるのでしょうか。	建替住宅等のすべての引渡しの完了時に支払います。

高浜町1番住宅等大規模集約事業 入札説明書等に関する再質問への回答(平成27年4月3日)

	資料名	ページ	項目	明音寺に関9つ冉貝向への凹合(平成2/年4月3日) 	回答案
ID	貝科石	ハーシ	<u> </u>	170	
110	質問回答書 ID96	P14	事業契約書(案)別紙 10修正版	とですが、最も早く着工する本施設の着工日から本施設のすべての引渡しが完	インフレスライド条項発動条件となる公共工事設計労務単価の改定公表期間の中で、複数回の公共工事設計労務単価改定が公表されたとしても、インフレスライド条項に基づき、相手方に対して残工事費の変更を請求することができる権利は、1回のみです。
111	質問回答書 ID96	P14	事業契約書(案)別紙 10修正版	(数年前までは3月末)に行われますが、芦屋市で適用されている公共工事設計労務単価の改定は国土交通省から公表される公共工事設計労務単価の改定のほぼ同時期に行われるものと理解して宜しいでしょうか。	あり、芦屋市が公共工事設計労務単価の改定を行う時期を予告したものでは ありません。
112	質問回答書 ID96	P14	事業契約書(案)別紙 10 修正版	インフレスライド選択可能期間が平成28年10月から平成29年6月までとなっていますが、「全体スライド選択可能期間は平成28年10月から平成29年6月まで」、「インフレスライド選択可能期間は平成28年12月から平成29年10月まで」になるのではないでしょうか。	日)」から「全体スライド請求期限:基準期間の建築費指数確定月の翌月
113	新旧対照表	P1		活用対象地の最低売却価額の総額が入札説明書と差異があります。どちらが正しいと考えればいいでしょうか。	入札説明書(再修正版)の記載を正とします。